



県 章

滋賀県公報

令和 6 年（2024 年）
1 2 月 2 7 日
号 外 （ 5 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則

※地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則（人事課） 1

○ 病 院 事 業 庁 規 程

※滋賀県病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部改正..... 2
※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正..... 2
※滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正..... 4
※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程の一部改正..... 4
※滋賀県病院事業管理規程の一部改正..... 5
※滋賀県立小児保健医療センター療育部管理規程の一部改正..... 5
※滋賀県病院事業庁事務決裁規程の一部改正..... 6
※滋賀県病院事業庁事務委任規程の一部改正..... 6
※滋賀県病院事業庁文書管理規程の一部改正..... 6
※滋賀県病院事業庁公印規程の一部改正..... 6
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 6
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正..... 34
※滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の一部改正..... 34
※滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程の一部改正..... 35
※滋賀県病院事業会計規程の一部改正..... 35

○ 病 院 事 業 庁 告 示

※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額の一部改正 36

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第87号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和43年滋賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

本則の表病院事業庁の項を次のように改める。

病院事業庁	理事および次長 総合病院の総長、病院長、副院長、事務局長および看護部長 精神医療センターの病院長、次長、事務局長および看護部長
-------	---

付 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第11号

滋賀県病院事業を行う施設の診療科目に関する規程（平成21年滋賀県病院事業庁規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

表滋賀県立小児保健医療センターの項を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第12号

滋賀県病院事業庁組織規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

目次中「一第9条」を「・第8条」に、「第10条―第13条」を「第9条―第12条」に改める。

第7条第1項中「科、部、センターおよび所」を「センター、科および部」に、「医療安全管理室、感染管理室、緩和ケアセンター、教育研修センター、各診療科、看護部および臨床研究センターを除く」を「事務局、リハビリテーションセンター医療部および中央診療センターに限る」に改め、同項の表中「臨床研究センター」「臨床研究センター
こども医療センター
小児保健指導室
療育センター」に改め、同条第3項の表臨床研究センターの項の次に次のように加える。

こども医療センター	(1) 小児等の難治・慢性疾患の診療の調整に関すること。 (2) 小児等の発達障害、精神疾患および心身症領域の疾患の診療の調整に関すること。 (3) 小児の医療から成人の医療に移行する間の医療の調整に関すること。 (4) 小児医療等の提供に必要な総合病院内の調整に関すること。
小児保健指導室	(1) 小児保健の知識普及に関すること。 (2) 小児に関する健康相談および保健指導に関すること。 (3) 小児保健に関する調査および研究に関すること。 (4) 小児に関する医療関係技術者の研修、教育および相談に関すること。
療育センター	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターとしての業務に関すること。 (2) 障害児の専門的な療育相談および発達相談に関すること。 (3) 障害児の療育に関する調査および研究に関すること。 (4) 障害児施設給付費に関すること。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第4章中第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第6項の表事務局の部副主幹の項の次に次のように加える。

主任主査	課または室の事務のうち、課長または室長が指定する専門的な業務を処理する。
------	--------------------------------------

第12条第6項の表医療安全管理室および感染管理室の部室長の項の次に次のように加える。

副参事	室の事務のうち、室長が指定する事務に参画する。
-----	-------------------------

第12条第6項の表臨床研究センターの部の次に次のように加える。

こども医療センター	センター長	病院長の命を受け、センターの事務を掌理する。
	副センター長	センター長を助け、センターの事務を整理する。
	部長	センター長を助け、センターの業務を処理する。
	副部長	センター長を助け、センター長が指定する業務を処理する。

	医長	センター長が指定する高度な医療業務を処理する。
	主任看護師長	センター長が指定する高度な看護業務を処理する。
	看護師長	センター長が指定する相当高度な看護業務を処理する。
小児保健指導室	室長	病院長の命を受け、室の事務を掌理する。
	専門幹	室の事務のうち、室長が指定する専門的な事務を処理する。
	主幹	室の事務のうち、室長が指定する相当高度な事務を処理する。
	主任主査	室の事務のうち、室長が指定する専門的な業務を処理する。
	会計年度任用職員	室長が指定する業務に従事する。
療育センター	センター長	病院長の命を受け、センターの事務を掌理する。
	副センター長	センター長を助け、センター長が指定する事務を処理する。
	専門員	センター長が指定する相当高度な業務を処理する。
	主任主査	センターの事務のうち、センター長が指定する専門的な業務を処理する。
	主査	センターの事務のうち、センター長が指定する業務を処理する。
	主任技師	困難な技術をつかさどる。
	保育士	保育業務をつかさどる。
	児童指導員	児童指導業務をつかさどる。
	会計年度任用職員	センター長が指定する業務に従事する。

第12条第 6 項の表看護部の部主任看護師の項の次に次のように加え、同条を第11条とする。

保育士	保育業務をつかさどる。
-----	-------------

第13条の見出し中「小児保健医療センター等」を「精神医療センター」に改め、同条第 1 項中「小児保健医療センターおよび」および「（以下「小児保健医療センター等」という。）」を削り、同条第 2 項から第 6 項までの規定中「小児保健医療センター等」を「精神医療センター」に改め、同条第 7 項中「小児保健医療センター等」を「精神医療センター」に改め、同項の表看護部の部保育士の項および保健指導部および療育部の部を削り、同条を第12条とする。

第 14 条の表中「第11条」を「第10条」に、「第12条第 6 項」を「第11条第 6 項」に改め、「聴覚・コミュニケーション医療センターおよび」を削り、「科長、部長」を「科長もしくは部長」に改め、「および聴覚・コミュニケーション医療センター」を削り、「研究所長もしくは第13条第 7 項」を「第12条第 7 項」に、「または室長」を「もしくは室長」に改め、同条を第13条とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる県立病院の医長、専門幹、主幹、専門員、主任看護師長、副主幹、主任主査、看護師長、主査または副看護師長を命ぜられている者（付則第 4 項の規定の適用を受ける者を除く。）は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる県立病院の医長、専門幹、主幹、専門員、主任看護師長、副主幹、主任主査、看護師長、主査または副看護師長を命ぜられたものとする。

小児保健医療センター	総合病院
------------	------

- 3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる県立病院に勤務を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる県立病院に勤務を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

小児保健医療センター小児科部長	総合病院小児科部長
小児保健医療センター小児科副部長	総合病院小児科副部長
小児保健医療センター小児科医長	総合病院小児科医長

小児保健医療センターこころの診療科主任部長	総合病院精神科主任部長
小児保健医療センターこころの診療科部長	総合病院精神科部長
小児保健医療センター整形外科医長	総合病院整形外科医長
小児保健医療センター眼科医長	総合病院眼科医長
小児保健医療センター耳鼻いんこう科部長	総合病院耳鼻いんこう科部長
小児保健医療センター耳鼻いんこう科医長	総合病院耳鼻いんこう科医長
小児保健医療センター麻酔科副部長	総合病院麻酔科副部長
小児保健医療センター看護部副部長	総合病院看護部副部長
小児保健医療センター療育部長	総合病院療育センター長
小児保健医療センター療育部副部長	総合病院療育センター副センター長

(滋賀県病院事業庁事務決裁規程の一部改正)

- 5 滋賀県病院事業庁事務決裁規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第4号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第6号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第8号から第11号までの規定中「第11条」を「第10条」に改め、同条第12号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第13号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第14号および第15号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、同条第16号中「第12条第6項」を「第11条第6項」に、「第13条第7項」を「第12条第7項」に改め、同条第17号中「組織規程第8条第1項に規定する局および部」を削り、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第18号および第20号中「第12条第6項」を「第11条第6項」に、「第13条第7項」を「第12条第7項」に改める。
- 第3条第2項中「第10条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条第3項中「第11条」を「第10条」に改める。
- (滋賀県病院事業庁文書管理規程の一部改正)
- 6 滋賀県病院事業庁文書管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第6号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第3号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第5号中「第11条」を「第10条」に改め、同条第6号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第1項」を「組織規程第12条第1項」に改める。
- (滋賀県病院事業庁電子署名規程の一部改正)
- 7 滋賀県病院事業庁電子署名規程(平成19年滋賀県病院事業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1号中「同規程第8条第1項に規定する局および部」を削り、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

滋賀県病院事業庁規程第13号

滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条の表中「副院長」の右に「、こども医療センター副センター長(事務職員であるものに限る。)」を加え、「小児保健医療センターおよび」を削り、「総合病院の室長」の右に「、こども医療センター副センター長(看護師であるものに限る。)」を加える。

第4条の表中「小児保健医療センターおよび」を削り、「臨床研究センター長」の右に「、こども医療センター長」を加え、「上席総括研究員、」を「上席総括研究員ならびに」に、「診療局長ならびに精神医療センターの」を「診療局長、」に改め、「総合病院の感染管理室長」の右に「、こども医療センター副センター長(医師であるものに限る。)、小児保健指導室長、療育センター長」を加え、「小児保健医療センターの保健指導部長および療育部長」を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第14号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程(平成25年滋賀県病院事業庁規程第10号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会の項を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第15号

滋賀県病院事業管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第1条中「、滋賀県立小児保健医療センター」を削る。

第2条第1項の表滋賀県立小児保健医療センターの項を削る。

第5条第1項中「または滋賀県立小児保健医療センター」を削る。

第6条中「または滋賀県立小児医療センター」を削る。

別記様式第1号中

「2 治療費等所定の費用は、指定された日までに納入します。

本人または同居親族が納入しない場合は、連帯保証人において、極度額を限度として、必ず納入します。」を

「2 治療費等所定の費用は、指定された日までに納入します。」に改め、同様式注1中「患者と別に生計を営んでいる」を「治療費等所定の費用の支払能力のある」に改める。

別記様式第1号の2中

「2 治療費等所定の費用は、指定された日までに納入します。

本人または同居親族が納入しない場合は、連帯保証人において、極度額を限度として、必ず納入します。」を

「2 治療費等所定の費用は、指定された日までに納入します。」に改め、同様式注1中「患者と別に生計を営んでいる」を「治療費等所定の費用の支払能力のある」に改める。

付 則

1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の滋賀県病院事業管理規程(以下「旧管理規程」という。)の規定により滋賀県立小児保健医療センターの長がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは同日前に旧管理規程の規定により滋賀県立小児保健医療センターの長に対してなされた申込みその他の行為で、同日以後においてはこの規程による改正後の滋賀県病院事業管理規程(以下「新管理規程」という。)の規定により滋賀県立総合病院の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものについては、新管理規程の相当規定により滋賀県立総合病院の長がした処分その他の行為または滋賀県立総合病院の長に対してなされた申込みその他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧管理規程別記様式第1号および別記様式第1号の2による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県病院事業庁規程第16号

滋賀県立小児保健医療センター療育部管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第24号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

題名を次のように改める。

滋賀県立総合病院療育センター管理規程

第1条中「滋賀県立小児保健医療センター療育部」を「滋賀県立総合病院療育センター」に、「療育部」を「療育センター」に改める。

第2条第1項中「療育部」を「療育センター」に改める。

第3条中「滋賀県立小児保健医療センター」を「滋賀県立総合病院」に改める。

第4条から第6条までの規定中「療育部」を「療育センター」に改める。

付 則

1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

2 滋賀県病院事業庁事務委任規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「滋賀県立小児保健医療センター療育部管理規程」を「滋賀県立総合病院療育センター管理規程」

に改める。

滋賀県病院事業庁規程第17号

滋賀県病院事業庁事務決裁規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第4条第4項を削る。

第8条第1項の表小児保健医療センターおよび精神医療センターの部、別表第2県立病院決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表および別表第3収支に関する決裁事項の表中「小児保健医療センターおよび」を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第18号

滋賀県病院事業庁事務委任規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第2条第2号中「、滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会」を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第19号

滋賀県病院事業庁文書管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第11条第1項第4号の表滋賀県立小児保健医療センターの項を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第20号

滋賀県病院事業庁公印規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第8条の次に次の1条を加える。

(公印の印影の印刷等)

第9条 定例的かつ定型的で一時に多数印刷する文書のうち公印を押印すべきものについて、当該公印の管守者が適当と認めたときは、前条の規定にかかわらず、当該公印の印影または当該印影を縮小したものを当該文書に印刷することにより、当該公印の押印に代えることができる。

2 定例的かつ定型的な文書で、交付の日時、場所その他の事情を考慮して、あらかじめ公印を押印する必要があると当該公印の管守者が認めたものについては、前条の規定にかかわらず、当該文書にあらかじめ当該公印を押印することができる。

3 第1項の規定により印影を印刷した文書および前項の規定により公印を押印した文書は、厳重に保管し、常にその受払を明確にし、不用となったときは、これらの文書を裁断、焼却等の方法により処分しなければならない。

別表第2号病院事業庁長印の項、第2号病院事業庁長職務代理者印の項および病院事業庁企業出納員印の項中「、小児保健医療センター事務局長」を削り、同表総合病院長印の項および総合病院印の項中「総合病院事務局総務課長」の右に「および総合病院事務局医事課長」を加え、同表小児保健医療センター病院長印の項および小児保健医療センター印の項を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第21号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。
令和 6 年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 第12条の3第1項中「、小児保健医療センター」を削る。
- 付則第16項中「ならびに小児保健医療センターの院長補佐」を削る。
- 付則第22項第1号中「総合病院」を「医療職給料表(3)の適用を受ける総合病院」に、「看護師」を「職員」に改める。
- 付則第46項中「付則第33項」を「付則第34項」に改め、同項を付則第47項とする。
- 付則第45項の前の見出しおよび同項中「付則第33項」を「付則第34項」に改め、同項を付則第46項とする。
- 付則第44項(見出しを含む。)中「付則第33項」を「付則第34項」に改め、同項を付則第45項とする。
- 付則第43項(見出しを含む。)中「付則第33項」を「付則第34項」に改め、同項を付則第44項とする。
- 付則第42項中「付則第41項」を「付則第42項」に改め、同項を付則第43項とする。
- 付則第41項中「付則第33項」を「付則第34項」に、「付則第35項、第37項または第38項」を「付則第36項、第38項または第39項」に改め、同項を付則第42項とする。
- 付則第40項中「付則第33項」を「付則第34項」に、「付則第35項」を「付則第36項」に改め、同項を付則第41項とする。
- 付則第39項中「付則第35項または」を「付則第36項または」に、「付則第35項、第37項または第38項」を「付則第36項、第38項または第39項」に改め、同項を付則第40項とする。
- 付則第38項中「付則第35項」を「付則第36項」に、「付則第33項」を「付則第34項」に改め、同項を付則第39項とする。
- 付則第37項中「付則第33項」を「付則第34項」に、「付則第35項」を「付則第36項」に改め、同項を付則第38項とし、付則第36項を付則第37項とする。
- 付則第35項中「付則第37項」を「付則第38項」に、「付則第33項」を「付則第34項」に改め、同項を付則第36項とし、付則第34項を付則第35項とする。
- 付則第33項中「付則第35項」を「付則第36項」に改め、同項を付則第34項とし、付則第27項から付則第32項までを1項ずつ繰り下げ、付則第26項の次に次の1項を加える。

(業務管理手当の支給に関する特例)

27 当分の間、総合病院のこども医療センター長および部長(医療職給料表(1)の適用を受ける職員に限る。)のうち病院事業庁長が別に定める職員に対する業務管理手当の額は、第12条の2第2項の規定にかかわらず、4,020円とする。

付則別表第3を次のように改める。

付則別表第3

期間の区分	支給額
1 年未満	円 108,500
1 年以上 2 年未満	107,300
2 年以上 3 年未満	106,200
3 年以上 4 年未満	105,000
4 年以上 5 年未満	103,900
5 年以上 6 年未満	102,700
6 年以上 7 年未満	98,500
7 年以上 8 年未満	93,800
8 年以上 9 年未満	89,000
9 年以上10年未満	84,400
10年以上11年未満	79,600
11年以上12年未満	73,600
12年以上13年未満	67,700
13年以上14年未満	61,700
14年以上15年未満	55,800

15年以上16年未満	49,700
16年以上17年未満	43,500
17年以上18年未満	37,500
18年以上19年未満	30,500
19年以上20年未満	23,500

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第2条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			

70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						

	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条に規定する職員を除く。

別表第2(第2条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100

	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300		
	75	281,900	327,500	394,900		
	76	282,600	328,200	395,600		
	77	283,200	328,900	396,300		
	78	283,900	329,600	396,800		
	79	284,600	330,300	397,400		
	80	285,200	331,000	398,000		
	81	285,800	331,700	398,500		
	82	286,500	332,500	399,100		
	83	287,200	333,200	399,700		
	84	287,800	333,800	400,200		
	85	288,400	334,300	400,700		
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		
	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			

	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

注 この表は、臨床研究センターに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第3(第2条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500

		33	381,900	436,500	483,900	543,100
		34	383,700	438,000	485,800	544,900
		35	385,300	439,500	487,700	546,600
		36	386,700	440,900	489,600	548,300
		37	388,100	442,300	491,500	549,800
		38	389,600	443,700	493,200	551,400
		39	391,100	445,100	495,000	552,800
		40	392,600	446,500	496,800	554,400
		41	394,100	447,900	498,400	555,900
		42	394,800	449,300	500,200	557,300
		43	395,400	450,700	502,000	558,700
		44	396,100	452,100	503,600	560,000
定年		45	397,000	453,500	505,000	561,200
前再		46	397,600	454,900	506,700	562,200
任用		47	398,200	456,300	508,500	563,200
短時		48	398,800	457,700	510,200	564,200
間勤		49	399,400	459,100	511,700	565,200
務職		50	399,900	460,800	513,000	566,100
員以		51	400,400	462,400	514,300	567,000
外の		52	400,900	464,000	515,600	567,900
職員		53	401,400	465,600	516,600	568,700
		54	401,800	466,800	517,900	569,600
		55	402,200	468,000	519,200	570,500
		56	402,600	469,100	520,500	571,400
		57	403,000	470,100	521,500	572,300
		58	403,400	471,100	522,300	573,200
		59	403,800	472,000	523,100	574,100
		60	404,200	472,800	523,900	574,800
		61	404,600	473,500	524,800	575,700
		62	405,000	474,200	525,600	576,600
		63	405,400	474,900	526,400	577,500
		64	405,800	475,500	527,100	578,400
		65	406,100	476,200	527,900	579,300
		66		476,900	528,700	
		67		477,500	529,400	
		68		478,100	530,300	
		69		478,400	531,200	

	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

注 この表は、医師および歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400

5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		

	86		294,100	330,400	351,200			
	87		294,300	330,600	351,500			
	88		294,500	330,900	351,800			
	89		294,900	331,300	352,200			
	90		295,100	331,700	352,500			
	91		295,300	332,000	352,800			
	92		295,500	332,300	353,100			
	93		295,900	332,600	353,500			
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

注 この表は、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、放射線技師、理学療法士、作業療法士、機能訓練士、臨床工学士、歯科衛生士および視能訓練士に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300

5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700

41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
	94	290,200	320,400	353,500	371,500	
	95	290,800	321,100	354,100	371,900	
	96	291,400	321,700	354,700	372,200	
	97	292,000	322,200	355,100	372,800	
	98	292,500	322,500	355,500	373,300	
	99	293,000	323,100	356,000	373,800	
	100	293,500	323,700	356,400	374,300	
	101	294,000	324,100	356,900	374,900	
	102	294,500	324,700	357,300	375,400	
	103	295,000	325,300	357,800	375,900	
	104	295,400	325,800	358,200	376,300	
	105	295,800	326,200	358,500	376,900	
	106	296,300	326,700	359,000	377,400	
	107	296,800	327,200	359,400	377,900	
	108	297,100	327,700	359,700	378,400	
	109	297,300	328,100	360,100	379,000	
	110	297,600	328,500	360,600	379,400	
	111	297,800	328,800	361,100	379,900	
	112	298,100	329,100	361,600	380,400	
	113	298,400	329,400	362,100	381,000	
	114	298,600	329,800	362,600		

115	298,900	330,100	363,100			
116	299,100	330,400	363,500			
117	299,400	330,600	363,900			
118	299,700	330,900	364,300			
119	300,000	331,200	364,800			
120	300,300	331,400	365,300			
121	300,600	331,600	365,700			
122	301,000	331,900	366,200			
123	301,300	332,200	366,700			
124	301,600	332,500	367,200			
125	301,800	332,700	367,500			
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				

	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

注 この表は、保健師、助産師、看護師および准看護師に適用する。

別表第4(第2条関係)

福祉職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700
	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600
	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700
	25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600
	26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500
	27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400
	28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200
	29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700
	30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500
	31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200
	32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800

33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500
34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900
35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300
36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700
37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100
38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300
39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500
40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500
41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600
42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800
43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900
44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000
45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700
46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400
47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100
48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800
49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400
50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000
51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500
52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900
53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300
54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500
55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800
56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100
57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400
58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700
59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000
60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300
61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500
62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800
63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100
64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400
65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600
66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900
67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200
68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500
69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700

	70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000
	71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300
	72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500
定年	73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700
前再	74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000
任用	75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300
短時	76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500
間勤						
務職	77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700
員以	78	265,200	321,600	346,400	391,400	
外の	79	265,600	322,100	346,900	391,900	
職員	80	265,900	322,600	347,300	392,400	
	81	266,200	322,900	347,500	392,900	
	82	266,600	323,200	347,800	393,300	
	83	267,000	323,700	348,200	393,700	
	84	267,300	324,000	348,600	394,100	
	85	267,600	324,300	348,900	394,300	
	86	268,000	324,600	349,200	394,500	
	87	268,400	324,900	349,600	394,800	
	88	268,700	325,200	350,000	395,100	
	89	269,000	325,600	350,300	395,300	
	90	269,400	326,000	350,700	395,600	
	91	269,800	326,300	351,100	395,900	
	92	270,100	326,500	351,300	396,100	
	93	270,400	327,000	351,600	396,300	
	94	270,800	327,400			
	95	271,200	327,600			
	96	271,500	328,000			
	97	271,800	328,400			
	98	272,200	328,800			
	99	272,600	329,200			
	100	272,900	329,500			
	101	273,200	329,700			
	102	273,600	330,000			
	103	274,000	330,300			
	104	274,300	330,600			
	105	274,500	331,000			
	106	274,700	331,200			

107	275,000	331,500			
108	275,300	331,900			
109	275,600	332,300			
110	275,900	332,600			
111	276,200	332,900			
112	276,400	333,200			
113	276,700	333,500			
114	277,000	333,900			
115	277,300	334,200			
116	277,700	334,400			
117	278,000	334,600			
118	278,300	334,900			
119	278,600	335,200			
120	279,000	335,500			
121	279,200	335,700			
122	279,400				
123	279,800				
124	280,100				
125	280,300				
126	280,600				
127	281,000				
128	281,400				
129	281,600				
130	282,000				
131	282,400				
132	282,700				
133	282,900				
134	283,200				
135	283,600				
136	283,900				
137	284,100				
138	284,400				
139	284,700				
140	285,000				
141	285,200				
142	285,400				
143	285,600				

	144	285,900				
	145	286,300				
	146	286,500				
	147	286,800				
	148	287,100				
	149	287,400				
	150	287,600				
	151	287,900				
	152	288,100				
	153	288,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600

注 この表は、児童指導員、保育士、職業指導員および介護職員に適用する。

別表第5第4項の表5級の項第1号中「療育部」を「療育センター」に改める。

別表第6小児保健医療センターの項中「小児保健医療センター」を「総合病院」に、「療育部」を「療育センター」に改める。

別表第8中「小児保健医療センターの病院長
精神医療センターの病院長」を「精神医療センターの病院長」に、「小児保健医療センターの
院長補佐および次長
」を「精神医療センターの次長」に、「小児保健医療センターの看護部長
精神医療センターの看護部長」を「精神医療セン
ターの看護部長」に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第9(第5条関係)

職員の区分 期間の区分	1 号 職 員	2 号 職 員	3 号 職 員
	円	円	円
1 年未満	310,000	51,600	155,000
1 年以上 2 年未満	310,000	51,600	153,300
2 年以上 3 年未満	310,000	51,600	151,700
3 年以上 4 年未満	310,000	51,600	150,000
4 年以上 5 年未満	310,000	51,600	148,400
5 年以上 6 年未満	310,000	51,600	146,700
6 年以上 7 年未満	310,000	49,800	140,700
7 年以上 8 年未満	310,000	48,000	134,000
8 年以上 9 年未満	310,000	46,200	127,200
9 年以上 10 年未満	310,000	44,400	120,500
10 年以上 11 年未満	310,000	42,600	113,700
11 年以上 12 年未満	310,000	40,800	105,200
12 年以上 13 年未満	310,000	39,000	96,700
13 年以上 14 年未満	310,000	37,200	88,200
14 年以上 15 年未満	310,000	35,800	79,700

15年以上16年未満	310,000	34,400	71,000
16年以上17年未満	306,700	33,000	62,200
17年以上18年未満	303,400	31,600	53,500
18年以上19年未満	300,100	30,200	43,500
19年以上20年未満	296,800	28,800	33,500
20年以上21年未満	293,500	27,400	
21年以上22年未満	281,500	26,800	
22年以上23年未満	268,000	26,200	
23年以上24年未満	254,500	25,200	
24年以上25年未満	241,000	24,600	
25年以上26年未満	227,500	24,000	
26年以上27年未満	210,500	23,400	
27年以上28年未満	193,500	22,800	
28年以上29年未満	176,500	22,000	
29年以上30年未満	159,500	21,700	
30年以上31年未満	142,000	21,300	
31年以上32年未満	124,500	20,700	
32年以上33年未満	107,000	19,800	
33年以上34年未満	87,000	18,900	
34年以上35年未満	67,000	18,200	

備考

この表において「1号職員」とは第5条第1号に該当する職員を、「2号職員」とは同条第2号に該当する職員を、「3号職員」とは同条第3号に該当する職員をいう。

別表第10中「小児保健医療センターの院長補佐および診療局長
精神医療センターの診療局長」を「精神医療センターの診療局長」に、小児
病院の主任部長のうち病院事業庁長が別に定める職員、地域医療推進室長、医療安全管理室長および教育研修センタ
保健医療センターの主任部長
一長
」を「総合病院の主任部長のうち病院事業庁長が別に定める職員、地域医療推進室長、医療安全管理室長、教
育研修センター長およびこども医療センター長」に、「総合病院の部長、副部長および医長のうち病院事業庁長が別
小児保健医療センターの部長のうち病院事業庁長が別に定め
に定める職員ならびに感染管理室長
」を「総合病院の部長、副部長および医長のうち病院事業庁長が別に定める職員、
感染管理室長ならびに療育センター長」に改め、「総合病院の課長」の右に「およびこども医療センター副センター
長（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）」を加え、「小児保健医療センターの事務局次長
精神医療センターの事務局次長」を「精神医療セ
ンターの事務局次長」に、「総合病院の看護部の副部長
小児保健医療センターの看護部の副部長」を「総合病院のこども医療センター副センタ
一長（医療職給料表(3)の適用を受ける職員に限る。）および看護部の副部長」に改める。

付 則

（施行期日等）

- この規程は、令和7年1月1日から施行する。ただし、付則別表第3ならびに別表第1から別表第4までおよび別表第9の改正規定ならびに次項から付則第4項までの規定は、令和6年12月27日から施行する。
- この規程（前項ただし書に規定する規定に限る。）による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 新規程の規定を適用する場合においては、改正前の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。
（この規程の施行に関し必要な事項）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、滋賀県一般職員の例による。

滋賀県病院事業庁規程第22号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表第1 小児保健医療センターの部を削り、同表精神医療センターの部病棟に勤務する看護師の款中勤の項および深夜勤の項を次のように改める。

準夜勤	16時30分	1 時15分	60分
深夜勤	0 時30分	9 時15分	60分

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第1 精神医療センターの部病棟に勤務する看護師の款中勤の項および深夜勤の項の改正規定は、同年2月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第23号

滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

被貸与者		貸与品	数量
医師および歯科医師	総合病院に所属する者	診療衣	6
		ズボン	6
	精神医療センターに所属する者	診療衣	8
		ズボン	6
		トレーニングウェア	2
看護師、歯科衛生士、介護職員および看護助手	総合病院（小児保健指導室および療育センターを除く。）に所属する者	看護衣（上着）	6
		ズボン（ワンピースの看護衣を貸与しない場合に限る。）	6
		靴	1
	総合病院（小児保健指導室に限る。）に所属する者	診療衣	6
		ズボン	6
	総合病院（療育センターに限る。）に所属する者	看護衣（上着）	6
		ズボン（ワンピースの看護衣を貸与しない場合に限る。）	6
		靴	1
	精神医療センターに所属する者	予防衣	1
	総合病院（療育センターを除く。）に所属する者	看護衣（上着）	6
		ズボン（ワンピースの看護衣を貸与しない場合に限る。）	6
		靴	1
	総合病院（療育セン	トレーニングウェア	2
医学物理士、保健師、放射線技師、検査技師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業	総合病院（療育センターを除く。）に所属する者	診療衣	6
		ズボン	6
	総合病院（療育セン	診療衣	6

療 法 士、視 能 訓 練 士、 公 認 心 理 師、心 理 判 定 員、臨 床 工 学 技 士 お よ び 精 神 保 健 福 祉 士	ターに限る。)に所 属する者	ズボン 予防衣	6 1
	精 神 医 療 セ ン タ ー (診療局に限る。)に所属する者	診療衣 ズボン	8 6
	精 神 医 療 セ ン タ ー (地域生活支援部に 限る。)に所属する 者	診療衣 ズボン トレーニングウェア	6 6 2
言 語 聴 覚 士	総合病院（療育セン ターを除く。）に所 属する者	診療衣 ズボン	6 6
	総合病院（療育セン ターに限る。）に所 属する者	診療衣 ズボン 予防衣	6 6 1
児 童 指 導 員 お よ び 保 育 士	総合病院（療育セン ターを除く。）に所 属する者	診療衣 ズボン	6 6
	総合病院（療育セン ターに限る。）に所 属する者	診療衣 ズボン 予防衣	6 6 1
事 務 職 員	総合病院に所属する 者（施設の管理等を 行う者で被服の汚損 の著しいものに限 る。）	作業衣（冬用上・下） 作業衣（夏用上）	1 1
医 療 ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー	総合病院（小児保健 指導室を除く。）に 所属する者	診療衣	3
	総合病院（小児保健 指導室に限る。）に 所属する者	靴	1
清 掃 作 業 員		作業衣	1
調 理 員		白衣	1

付 則

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に貸与されている被服については、改正後の滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

滋賀県病院事業庁規程第24号

滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第17号）の一部を次のように改正する。
令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表第2小児保健医療センターの産業医の項を削る。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第25号

滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条第2項中「滋賀県立小児保健医療センター（以下「小児保健医療センター」という。）および」を削り、同条第7項中「700万円」を「800万円」に改める。

第8条中「、小児保健医療センター事務局長」を削る。

第38条中「、小児保健医療センター」を削る。

第91条の2中第3号を削り、第4号を第3号とする。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第3号

平成21年滋賀県病院事業庁告示第4号（滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

表自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療で健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付または診療として行われる診療以外の診療の部中「15」を「20」に改め、同表予防接種の部インフルエンザの項中「5,100円（小児保健医療センターで接種するものにあっては、4,100円）」を「4,100円」に改め、同表医師面談料の部中「4,700円」を「5,500円」に改め、同表死後処置料の部中「10,700円」を「11,000円」に改め、同表遺伝カウンセリング料（総合病院において遺伝性疾患または遺伝子変異等による不安または悩みをもつ個人および家族等に対し、遺伝子検査全般について、検査内容および評価等を説明することを目的として行う相談ならびに小児保健医療センターにおいて遺伝の関与した内因性疾患または先天異常による不安または悩みをもつ個人および家族等に対し、遺伝についての正しい知識および情報を提供し、これらの者の意思決定を援助することを目的として行う相談をいう。）の部中「総合病院において」および「遺伝子検査全般について、検査内容および評価等を説明することを目的として行う相談ならびに小児保健医療センターにおいて遺伝の関与した内因性疾患または先天異常による不安または悩みをもつ個人および家族等に対し、」を削り、「遺伝に」の右に「関する疾患、検査等に」を加え、「6,330円」を「6,600円」に、「2,170円」を「2,200円」に改める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、表予防接種の部インフルエンザの項の改正規定および同表遺伝カウンセリング料（総合病院において遺伝性疾患または遺伝子変異等による不安または悩みをもつ個人および家族等に対し、遺伝子検査全般について、検査内容および評価等を説明することを目的として行う相談ならびに小児保健医療センターにおいて遺伝の関与した内因性疾患または先天異常による不安または悩みをもつ個人および家族等に対し、遺伝についての正しい知識および情報を提供し、これらの者の意思決定を援助することを目的として行う相談をいう。）の部の改正規定（「6,330円」を「6,600円」に、「2,170円」を「2,200円」に改める部分を除く。）は、同年1月1日から施行する。